

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 16 日（火）第 115 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○保安林の指定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○救急病院等の認定 | （保健医療福祉課取扱い） | 2 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （経営技術課取扱い） | 2 |
| ○家畜伝染病の発生 | （畜産課取扱い） | 3 |
| ○令和2年度地籍調査事業計画の公表 | （農地保全課取扱い） | 3 |
| ○歳入の収納事務の委託 | （建築課取扱い） | 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （大島支庁取扱い） | 4 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 | | |
| ○直接請求の連署に必要な有権者の数（※） | （選挙管理委員会取扱い） | 5 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 6 |

告 示

鹿児島県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和2年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林の所在場所
大島郡喜界町大字佐手久字中原1386番（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡喜界町大字早町字上ヶ田213番3, 213番4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第591号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町16番5号

- 2 認定の有効期限
令和 5 年 6 月 17 日

鹿児島県告示第592号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1071号	令和 8 年 7 月 16 日	炭酸カルシウム肥料	炭カル肥料	アルカリ分55.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地
鹿児島県肥第1072号	令和 8 年 7 月 16 日	炭酸カルシウム肥料	6炭酸苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土 6.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地
鹿児島県肥第1073号	令和 8 年 7 月 16 日	炭酸カルシウム肥料	10炭酸苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地
鹿児島県肥第1097号	令和 8 年 6 月 7 日	混合石灰肥料	果樹園芸用粒状混合石灰肥料	アルカリ分50.0 可溶性苦土 9.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地

鹿児島 県肥第 1098号	令和 8 年 6 月 7 日	混合石灰 肥料	果樹園芸 用混合石 灰肥料	アルカリ分50.0 可溶性苦土 9.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	株式会社 南洲石灰 工業	始良市加 治木町港 町180番地
鹿児島 県肥第 1099号	令和 8 年 6 月 7 日	炭酸カル シウム肥 料	粒状炭酸 苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項 は公定規格のと おり	株式会社 南洲石灰 工業	始良市加 治木町港 町180番地
鹿児島 県肥第 1169号	令和 8 年 6 月 23 日	混合石灰 肥料	茶果樹園 芸用粒状 混合石灰 肥料	アルカリ分40.0 可溶性苦土10.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	株式会社 南洲石灰 工業	始良市加 治木町港 町180番地

鹿児島県告示第593号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 アナプラズマ病

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	さつま町	令和 2 年 5 月 28 日

鹿児島県告示第594号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行う者の の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鹿児島市	鹿児島市武岡六丁目及び紫原一丁目の各全部並びに武岡一丁目、武岡二丁目、武岡三丁目、紫原二丁目、紫原四丁目、紫原五丁目、紫原六丁目及び紫原七丁目の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
鹿屋市	鹿屋市南町、下高隈町及び吾平町麓の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
指宿市	指宿市大牟礼四丁目、大牟礼五丁目、湯の浜一丁目、湯の浜二丁目、湯の浜三丁目、湯の浜四丁目及び湯の浜五丁目の各全部並びに大牟礼三丁目、十二町、湊一丁目、湊三丁目、湊四丁目及び湯の浜六丁目の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
西之表市	西之表市住吉、古田及び国上の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
垂水市	垂水市新御堂及び田神の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
奄美市	奄美市名瀬大字根瀬部、名瀬大字小湊、名瀬長浜町、名瀬金久、住用町大字摺勝、住用町大字役勝、住用町大字城、住用町大字見里、笠利町大字和野、笠利町大字須野、笠利町大字万屋及	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

	び笠利町大字屋仁の各一部	
三島村	三島村黒島の一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
十島村	十島村口之島の一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
錦江町	錦江町田代麓の一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
南大隅町	南大隅町佐多馬籠、佐多郡及び根占川北の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
肝付町	肝付町野崎、新富、後田、前田及び波見の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
中種子町	中種子町増田の一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
南種子町	南種子町平山の一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
大和村	大和村大字大和濱及び大字大棚の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
宇検村	宇検村大字生勝、大字名柄、大字芦検及び大字湯湾の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
瀬戸内町	瀬戸内町大字篠川、大字久慈、大字花天、大字於齊、大字西古見、大字西阿室及び大字嘉徳の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
龍郷町	龍郷町嘉渡の一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
喜界町	喜界町大字羽里、大字滝川、大字島中、大字西目、大字大朝戸及び大字湾の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
徳之島町	徳之島町亀津、金見、手々、花徳、轟木、亀徳、神之嶺及び井之川の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
天城町	天城町大字岡前、大字瀬滝、大字与名間及び大字西阿木名の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
伊仙町	伊仙町大字中山、大字伊仙、大字古里、大字面縄及び大字検福の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
知名町	知名町大字久志検、大字黒貫及び大字赤嶺の各一部	令和 2 年 5 月 26 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第595号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 歳入の種類

県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したもの

2 委託の相手方

宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号仙台マークワン12階
弁護士法人 A. I. ステップ

3 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

大島支庁告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 6 月 16 日

大島支庁長 田中完

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みどり厚生事業所	奄美市名瀬大字小宿3408番6	特定非営利活動法人みどり厚生事業所	奄美市名瀬大字小宿3408番地	恵沢 岩生	令和 2 年 5 月 1 日	就労継続支援 A 型

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 2 年 3 月 17 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 6 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,079	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	269,244	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149,885
	鹿屋市・垂水市区	32,070
	枕崎市区	5,930
	阿久根市・出水郡区	8,664
	出水市区	14,621
	指宿市区	11,373
	西之表市・熊毛郡区	11,492
	薩摩川内市区	26,030
	日置市区	13,388
	曾於市区	10,122
	霧島市・姶良郡区	36,859
	いちき串木野市区	7,832
	南さつま市区	9,571
	志布志市・曾於郡区	12,173
奄美市区	13,607	
南九州市区	9,855	

	伊佐市区	7,306
	始良市区	21,217
	薩摩郡区	5,902
	肝属郡区	10,281
	大島郡区	16,594
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		269,244
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第65号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PロードトゥエデンGED	株式会社銀座	0P0337